

2024 年 7 月 1 日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、原則として外部評価を受けているグリーンローンを対象としております。

なお、外部評価を受けていない投融資については、営業統括部、およびコンサルティング部において、当該原則等への適合性を確認しております。

## 2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則(国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞)
- ・グリーンボンドおよびサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン(環境省)
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン(国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞)

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンドおよびサステナビリティボンドに投資しております。

なお、サステナビリティボンドについては、市場金融部において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

## 3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、原則として外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンを対象としております。

なお、外部評価を受けていない投融資については、営業統括部、およびコンサルティング部において、当該原則等への適合性を確認しております。

その上で、外部評価の有無に関わらず、コンサルティング部が、当該ローンに気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを確認しています。

#### 4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

##### （１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則  
（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン  
（環境省）

##### （２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しており、市場金融部が気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを確認しています。

#### 5. トランジション・ファイナンス

##### （１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック  
（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針  
（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

##### （２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているトランジション・ファイナンスに投融

資しております。

ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

## Ⅱ．Ⅰ．に準じる投融資

### 1．類型その1

#### （1）対象投融資の基準

当行では、Ⅰ．に準じる投融資として、次に掲げる当行（庫・社）独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

当行の投融資方針に基づく融資（資金使途が「グリーンローン原則」（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）等に定めるグリーンプロジェクトで、適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処しているもの）で、次の2つの要件のいずれかを満たすもの

- ①海洋資源や森林資源の保護など、環境や生物多様性の保全に向けた事業
- ②省エネルギーや再生可能エネルギー事業など、脱炭素社会の実現に向けた事業

#### （2）上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、総合企画部、営業統括部、コンサルティング部、および市場金融部で協議し、頭取の決裁を経て決定しております。

また、融資にかかる当該基準への適合性については、営業統括部において確認しております。

以 上